

要支援者の個人情報取り扱いに関する方針について

(目的)

- 1 この方針は、津島福居町内会（以下「町内会」という。）及び津島福居自主防災会（以下「防災会」という。）が保有する要支援者の個人情報について、その適切な取り扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

(法令の遵守)

- 2 町内会及び防災会（以下「町内会等」という。）は、個人情報の保護に関する法律等の趣旨に則り、これを遵守するとともに、要支援者の避難支援活動において災害時及び平常時の個人情報の保護に努めるものとする。

(管理責任者)

- 3 町内会等に要支援者の避難支援活動における個人情報管理責任者（以下「責任者」という。）及び副個人情報管理責任者（以下「副責任者」という。）を置く。
 - ② 町内会長及び防災会における責任者は、町内会長及び防协会会长とする。
 - ③ 町内会各地区における責任者は、各地区担当副会長とする。
 - ④ 町内会及び防災会における副責任者は、各地区副会長及び防災会副会長とする。

(取扱者)

- 4 町内会等の要支援者の避難支援活動における個人情報取扱者は、各地区担当副会長、同補佐、評議員、登録した支援者及び防災委員とする。

(個人情報の取得)

- 5 個人情報の取得は、岡山市から配布される「避難行動要支援者名簿」及び各地区民生位委員からの情報提供並びに本人への面談によるものとする。

(本会以外の者への提供)

- 6 保有する個人情報は、法令に基づく場合を除き、本人の同意が得られた範囲でのみ提供を行うことができる。
 - ② 次に掲げる場合は、本人の同意を得ることなく、個人情報の提供を行うことができる。
 - (1) 法令に基づく場合

(2) 生命、身体または財産保護のため必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(個人情報の開示、訂正、利用停止)

7 要支援者は、本人の個人情報に関して、開示、訂正、利用停止等を請求できる。請求があった場合、責任者は、遅滞なく必要な調査の後、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

8 町内会等は、保有個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかな対応に努めるものとする。

施行日 令和3年3月20日